

◎ 納付場所 (金融機関の名称は令和8年4月1日現在のものです。)
 (その後の名称の変更がある場合は、読み替えてください。)

1 全 店 舗

- (銀 行) 広島、伊予、愛媛、山陰合同、
 四国、中国、鳥取、西日本シティ、
 百十四、みずほ、三井住友、
 三菱UFJ、もみじ、山口
 (信用金庫) 呉、広島
 (信用組合) 広島県、広島市、広島商銀
 (農業協同組合) ひろしま、広島市
 (その他) 中国労働金庫、
 広島県信用漁業協同組合連合会

2 中国5県内の店舗

- (銀 行) ゆうちょ(郵便局含む。)

3 広島県内の店舗

- (銀 行) 福岡
 (信用組合) 朝銀西

4 山口県内の店舗

- (銀 行) 西京

5 広島市役所

市税事務所・税務室、市民税課、
 区役所出張所、収納対策部

◎ 延滞金について

延滞金は、納期限(地方税法の規定による申告納付期限をいいます。)の翌日から納付した日までの期間の日数に応じ、税額に次表の延滞金の率を乗じて算出します。また、延滞金の詳細については、広島市ホームページを御覧になるか、市役所市民税課法人課税係にお問い合わせください。

延滞金の率

区 分	平成26年から 令和2年までの率	令和3年 以降の率
納期限の翌日から別表の 期間までの期間+その翌 日から1か月を経過する 日までの期間(A)	特例基準割合 ^{注1} + 1%	延滞金特例 基準割合 ^{注2} + 1%
別表の期日の翌日から 1か月を経過した日以 降の期間(B)	特例基準割合 ^{注1} + 7.3%	延滞金特例 基準割合 ^{注2} + 7.3%

別表

申告等の区分	期 日
確定申告、中間(予定)申告	納期限 (期限後に申告した場合は申告した日)
修正申告	修正申告した日 (申告期限前の申告は申告期限)
更正・決定	更正・決定通知書に記載された納期限

注1) 各年の特例基準割合

平成30年～令和2年	1.6%
------------	------

注2) 各年の延滞金特例基準割合

令和3年	1.5%
令和4年～令和7年	1.4%
令和8年	1.8%

延滞金の計算式(標準例)

$$\text{税額} \times \frac{(A) \text{の日数} \times \text{延滞金の率}}{365} + \text{税額} \times \frac{(B) \text{の日数} \times \text{延滞金の率}}{365}$$

※ 税額が2,000円未満の場合にはその全額を、税額が2,000円以上の場合には1,000円未満の端数金額を切り捨てます。

※ 算出した延滞金が1,000円未満の場合にはその全額を、延滞金が1,000円以上の場合には100円未満の端数金額を切り捨てます。

◎ 延長期間中の延滞金について

確定申告の提出期限の延長承認を受けている法人は、延長期間の日数に応じ、次の割合で計算した延滞金が加算されます。

各年の延長期間中の割合

平成30年～令和2年(特例基準割合)	1.6%
令和3年(平均貸付割合+0.5%)	1.0%
令和4年～令和7年(平均貸付割合+0.5%)	0.9%
令和8年(平均貸付割合+0.5%)	1.3%

◎ 滞納処分について

督促状を発送した日から起算して11日目までに、税金や延滞金を完納されない場合には、滞納処分を受けることになります。

◎ 問い合わせ先について

法人市民税に関する問い合わせは、広島市役所財政局税務部市民税課法人課税係までお願いします。

広島市役所財政局税務部市民税課

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
 法人課税係 TEL(082)504-2093(直通)